

広島経済大学における公的研究費の運営及び管理に関する行動規範

〔平成 27 年 3 月 16 日
制 定〕

広島経済大学（以下「本学」という。）は、公的研究費の適正な運営及び管理を目的として、行動規範を次のとおり定める。

本学の研究者及び事務職員（以下「研究者等」という。）は、これを誠実に実行しなければならない。

1. 研究者等は、公的研究費が大学の管理する公的な資金であることを認識し、公正かつ効率的に使用しなければならない。
2. 研究者等は、公的研究費の使用にあたり、関係法令及び本学が定める規程並びに事務処理手続きを遵守しなければならない。
3. 公的研究費の配分を受ける研究者は、研究計画に基づき、公的研究費の計画的かつ適正な使用に努めなければならない。
4. 公的研究費の事務処理及び管理を担当する事務職員は、研究活動の特性を理解し、効率的かつ適正な事務処理を行わなければならない。
5. 研究者等は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して公的研究費の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
6. 研究者等は、公的研究費の使用にあたり、特定の取引業者との関係において、社会の疑惑や不信を招くことがないように行動しなければならない。
7. 研究者等は、公的研究費の取り扱いに関する研修会等に積極的に参加し、関係法令等の知識習得並びに事務処理手続き等の理解に努めなければならない。